



まもりすまい保険 転売特約のご案内

まもりすまい保険では、「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」(転売特約)に関する手続きを行っていただくことにより、保険期間中であれば、新たに住宅を取得された方(以下「転得者さま」)からの補修請求にかかる費用も保険金として請求することができるようになります。

- 相続により住宅所有者さまが変更となる場合は転売時の手続きは不要です。
- なお、保険付保証明書等の住宅所有者さま名義の変更を希望される際は、「保険契約内容の変更」手続きを行ってください。
- 転売特約を付帯することにより、保険金額、保険期間、保険金支払いの事由等が変更されることはありません。
- 転売特約の付帯手続き、保険付保証明書(転得者用)の発行手続きに係る保険料等の追加請求はいたしません。

1. 転売特約の種類と手続き

転売特約には特約は、以下のいずれかの時期でつけることができます。

付帯時期	種類	内容	手続き方法
保険契約申込時	当初付帯	保険期間の開始時から転売特約が付帯されますので、住宅のお引渡し前に、あらかじめ第一取得者さまにご説明ください。	①別紙の重要事項説明書追補版「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」をご確認ください。 ②保険契約申込時に提出する『保険契約申込書』作成の際、「転売特約の付帯」欄の「有」にチェックしてお申込みください。 ※1
転売時等 (保険証券発行後)	中途付帯	転売など第一取得者さまへの保険証券発行後に転売特約がつけられますので、第一取得者さまより転売などのご連絡がありましたら、手続きしてください。	①別紙の重要事項説明書追補版「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」をご確認ください。 ②『保険付保証明書(転得者用)発行申請書』のご提出により特約が付帯されます。

※1 保険証券発行申請の際に、「保険契約申込事項変更届」にて特約付帯の有無を変更することも可能です。

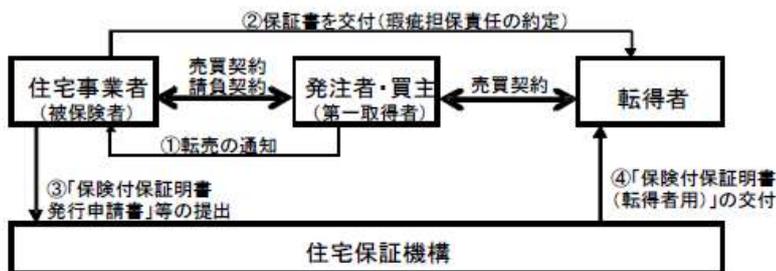
2. 転売時の保険付保証明書(転得者用)の交付手続き

保険付保住宅の転売が決まりましたら、以下書類をご準備の上、当社へ提出してください。
詳しい手順方法や提出書類の記入の仕方は、次ページ以降をご確認ください。

提出書類	作成者	作成方法
① 保証書(写)	住宅事業者	住宅事業者(保険契約者さま)から転得者さまへ「保証書」を発行し、瑕疵担保責任を約定してください。 「保証書」は、原本は転得者さまにお渡しいただき、その写しを保険付保証明書の発行申請時に提出してください。
② 保険付保証明書(転得者用)発行申請書	住宅事業者	「保険付保証明書(転得者用)発行申請書」を作成し、上記の書類を当社へ提出してください。

※上記①～②の各書式は、当社ホームページからダウンロードが可能です。

< 保険付保証明書の交付手続きの流れ >



※ 転得者様からさらに売却が行われる場合にも①②③の手続きが必要です。
なお、その時点で住宅を所有している方が転得者となります。

◆ 転売時のお手続きの流れ

STEP 1 住宅事業者さまから転得者さまへ「保証書」を発行してください。

3ページ目のSTEP1をご参照いただき、住宅事業者（保険契約者さま）から転得者さまに「保証書（指定書式）」を発行してください。「保証書」は、原本は転得者さまにお渡しいただき、その写しを保険付保証明書の発行申請時（STEP3）に提出してください。

STEP 2 保険証券をご確認ください。

4ページ目のSTEP2をご参照いただき、住宅事業者（保険契約者）さまのお手元にある保険証券に「保険付保住宅の転売に関する特約条項」が記載されているかご確認ください。

STEP 3 転売特約の付帯申請 及び 保険付保証明書の発行申請

5ページ目のSTEP3のとおり、「保険付保証明書(転得者用)発行申請書」を作成の上、「保証書(写)」を添付して、メール、FAX、郵送等で当社へ提出してください。

(提出先) 住宅保証機構株式会社 事務センター

メール: ohwmadoguchi@mamoris.jp FAX: 03-5733-5380

住所: 〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園3丁目ビル

(ご提出いただく書類)

- 保険付保証明書(転得者用)発行申請書 ※中途付帯の場合は、当申請書を提出することで特約が付帯されます。
- 保証書(写)【⇒STEP1】

オンライン申請について

まもりすまいオンラインサービスにより、オンラインで手続きすることも可能です。オンライン申請の場合は、「保険付保証明書(転得者用)発行申請書」のご提出は不要となるため、「保証書(写)」を添付書類としてアップロードして申請してください。

まもりすまいオンラインサービス <https://online.mamoris-net.jp/>

STEP 4 新しい「保険証券」(※) 及び「転得者名簿」を送付します。

6ページ目のSTEP4のとおり、書類受付後、手続きが完了しましたら、当社にて新しい「保険証券」(※) 及び「転得者名簿(保険証券別紙)」を住宅事業者(保険契約者)さまに送付しますので、保管してください。また、転得者さまには「保険付保証明書(転得者用)」を発行します。(当社より転得者さまに直送となります)

(※) 中途付帯の場合のみ送付。古い「保険証券」は廃棄してください。

STEP1～3で使用する各書式は、当社ホームページからダウンロードください。
<http://www.mamoris.jp/kasitanpo/download/>

STEP 1 転得者さまに「保証書」を発行してください。

住宅事業者(保険契約者さま)から転得者さまに「保証書」を発行してください。
 「保証書」は、原本を転得者さまにお渡しいただき、その写しを、保険付保証明書発行申請手続きの際に提出してください。

保証開始日は、新たな住宅取得者(転得者)さまに住宅を引渡される日となります。保証終了日は保険証券に記載の保険期間了日をご記入ください。



住宅保証機構株式会社
 住宅瑕疵担保責任保険
 住宅瑕疵担保責任任意保険
 【標準書式】

転売特約用

保証書

<被保証者>

まもりす 次郎 殿

<保証者>

まもり建設株式会社

保証者は被保証者(転得者)さまが対象部位について新築住宅の請負契約または売買契約における瑕疵担保責任と同等の内容を、以下の条件に基づいて保証します。

- 対象部位 構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第1項および第2項に定める部位(構造耐力上主要な部分または雨水の浸入に影響のない部位を除く)
- 保証期間 20 XX 年 XX 月 XX 日 (被保証者が本住宅を引渡された日または本保証書に基づく責任期間の開始日) から 20 XX 年 XX 月 XX 日 (まもりすまい保険終了日) まで (保証期間中に被保証者の特定承継人が現れた場合、当該特定承継人に本住宅を譲渡した段階で本保証書は無効となります)

保証対象住宅	住宅所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	住所 氏名または商号 役職名 代表者名	フリガナ トウキョウト〇〇ク〇〇 〒000-0000 東京都〇〇区〇〇x-x-x まもり建設株式会社 代表取締役 住宅建男 <small>※複数保険契約者となっている場合は、すべての保険契約者による保証が必要となります。</small>	
保証者	担当部課店名	営業部	TEL 00-0000-0000
	事業者届出番号	00000000 - 000	FAX 00-0000-0000

帳票番号: 01-A-03-007 20250

保証書は、住宅事業者(保険契約者)さまが、新たな住宅取得者(転得者)様に対して瑕疵担保責任を約定するために発行していただきます。



STEP 2 保険証券をご確認ください。

住宅事業者(保険契約者)さまのお手元にある保険証券に「保険付保住宅の転売に関する特約条項」が記載されているかご確認ください。

<解説> 転売特約は、保険契約申込時点で付帯する「当初付帯」と転売時等の保険期間開始後に付帯する「中途付帯」があります。

保険証券 見本

当機構は、普通保険約款及び特約条項その他本保険証券に記載された内容に従い、保険契約を締結し、その証として本保険証券を発行します。

保険契約者	住所 〒000-0000 00000000 氏名または種別 00000000 氏名または種別 000000 代表者名 00 00 事業所住所 〒00000000-0000	市区分 00000000																									
保険内容	証券番号 07-0000-00-000000	付帯される特約条項	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; font-size: small;"> 故意・重過失損害賠償特約条項 保険料の口座振替に関する特約条項 保険付保住宅の転売に関する特約条項(当初付帯用) </div>																								
保険付保住宅	生主取得者氏名または符号 00 00 所在地 〒000-0000 00000000 床面積 00.00 m ² 階数 地上 〇階 地下 〇階	付帯される特約条項	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; font-size: small;"> 故意・重過失損害賠償特約条項 保険料の口座振替に関する特約条項 保険付保住宅の転売に関する特約条項(当初付帯用) </div>																								
て丸欄内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 保険付保住宅</td> <td style="width: 10%;">0.000万円</td> <td style="width: 80%;">1 保険付保住宅・保険期間中につき</td> </tr> <tr> <td>調査費用</td> <td></td> <td>1 保険付保住宅に内特、1 保険付保住宅・保険期間中につき</td> </tr> <tr> <td>保険料・移動費用</td> <td>50万円</td> <td>1 保険付保住宅に内特、1 保険付保住宅・保険期間中につき</td> </tr> <tr> <td>同一事業年度引受保険契約放棄額</td> <td></td> <td>保険期間中につき 当社が同一事業年度の間に当該被保険者が付されたすべての事故に列して支払う保険金の額は、当該被保険者が引受したすべての保険契約に列して支払うべき保険金の額は、同一事業年度に締結した住宅保証保険実行法第2条第1項および第7条に規定する保険契約に列して支払うべき保険金の額とします。 【住宅保証引受責任保険契約放棄4条第5項】</td> </tr> <tr> <td>同一事業年度支払保険料</td> <td></td> <td>同一事業年度につき 同一事業年度の間に当該被保険者が付されたすべての事故に列して支払うべき保険金の額は、当該被保険者が引受したすべての保険契約に列して支払うべき保険金の額とします。 【住宅保証引受責任保険契約放棄4条第5項】</td> </tr> <tr> <td>免責金額</td> <td>10万円</td> <td>損害が発生した場合の自己負担額</td> </tr> <tr> <td>総じて丸欄割合</td> <td>80%</td> <td>被保険者に保険金を支払う場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>住宅取得者に保険金を支払う場合</td> </tr> </table>			1 保険付保住宅	0.000万円	1 保険付保住宅・保険期間中につき	調査費用		1 保険付保住宅に内特、1 保険付保住宅・保険期間中につき	保険料・移動費用	50万円	1 保険付保住宅に内特、1 保険付保住宅・保険期間中につき	同一事業年度引受保険契約放棄額		保険期間中につき 当社が同一事業年度の間に当該被保険者が付されたすべての事故に列して支払う保険金の額は、当該被保険者が引受したすべての保険契約に列して支払うべき保険金の額は、同一事業年度に締結した住宅保証保険実行法第2条第1項および第7条に規定する保険契約に列して支払うべき保険金の額とします。 【住宅保証引受責任保険契約放棄4条第5項】	同一事業年度支払保険料		同一事業年度につき 同一事業年度の間に当該被保険者が付されたすべての事故に列して支払うべき保険金の額は、当該被保険者が引受したすべての保険契約に列して支払うべき保険金の額とします。 【住宅保証引受責任保険契約放棄4条第5項】	免責金額	10万円	損害が発生した場合の自己負担額	総じて丸欄割合	80%	被保険者に保険金を支払う場合		100%	住宅取得者に保険金を支払う場合
1 保険付保住宅	0.000万円	1 保険付保住宅・保険期間中につき																									
調査費用		1 保険付保住宅に内特、1 保険付保住宅・保険期間中につき																									
保険料・移動費用	50万円	1 保険付保住宅に内特、1 保険付保住宅・保険期間中につき																									
同一事業年度引受保険契約放棄額		保険期間中につき 当社が同一事業年度の間に当該被保険者が付されたすべての事故に列して支払う保険金の額は、当該被保険者が引受したすべての保険契約に列して支払うべき保険金の額は、同一事業年度に締結した住宅保証保険実行法第2条第1項および第7条に規定する保険契約に列して支払うべき保険金の額とします。 【住宅保証引受責任保険契約放棄4条第5項】																									
同一事業年度支払保険料		同一事業年度につき 同一事業年度の間に当該被保険者が付されたすべての事故に列して支払うべき保険金の額は、当該被保険者が引受したすべての保険契約に列して支払うべき保険金の額とします。 【住宅保証引受責任保険契約放棄4条第5項】																									
免責金額	10万円	損害が発生した場合の自己負担額																									
総じて丸欄割合	80%	被保険者に保険金を支払う場合																									
	100%	住宅取得者に保険金を支払う場合																									
要付内容	保険契約申込日 令和00年00月00日	保険契約締結日 令和00年00月00日																									
	保険証券作成地 東京都	保険証券作成日 令和00年00月00日																									
	申込受付番号 : 00000000		< R4法施行後 >																								

印紙申請済

住宅保証機構株式会社

代表取締役 貴彦
〒105-0011 東京都港区 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
TEL 03-6435-8870 FAX 03-6435-8871

保険証券の「付帯される特約条項」の欄に「保険付保住宅の転売に関する特約条項」が記載されているかをご確認ください。

STEP 3 保険付保証明書の発行申請

住宅事業者(保険契約者)さまにて「保険付保証明書(転得者用)発行申請書」を作成の上、以下の書類当社へ提出してください。

(ご提出いただく書類)

- 保険付保証明書(転得者用)発行申請書
- 保証書(写)【⇒STEP1】

住宅保証機構株式会社		住宅瑕疵担保責任保険 住宅瑕疵担保責任任意保険	
<p>まもりすまい保険</p> <h3>保険付保証明書(転得者用)発行申請書</h3> <p>住宅保証機構株式会社 御中</p> <p>以下の保険付保住宅について、住宅取得者様より本住宅の転売に係る通知を受けました。また、本住宅の転得者様※との間で、住宅取得者様に対する瑕疵担保責任と同等の責任を負うことについて約定いたしました。つきましては、「保険付保証明書(転得者用)」の発行を申請いたします。保険付保住宅に転売特約が付帯されていない場合は、特約の付帯を追加で申請いたします。 ※「転得者」とは、転売等により保険付保住宅を取得した方をいいます。(宅建業者を含みます。)</p>			
申込受付番号	30000000	申請日	20 XX 年 XX 月 XX 日
保険契約者	氏名または商号 まもり建設株式会社 代表者名 代表取締役 住宅建男 事業者届出番号 00000000 - 000		
保険付保住宅	保険証券番号 07 - 0000 - 00 - 000000 〒 000-0000 保険付保住宅所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 住棟名称又は住宅取得者名 すまい 太郎		
転得者	転得者氏名 フリガナ まもりす 次郎 転得者住所 <input type="checkbox"/> 保険付保住宅に居住する(下記住所の記入は不要です) *上記保険付保住宅にお住まいにならない場合は住所をご記入ください。 〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 転得者に対する責任の開始日 20 XX 年 XX 月 XX 日 ※転得者が住宅の引渡しを受けた日または転得者との間で約定した責任の開始日		
住所	支店・部署名等 営業部 フリガナ 氏名 住宅 花子 〒 000-0000 東京都〇〇区〇〇-X-X	TEL	00-0000-0000
		FAX	00-0000-0000
添付する書類	<input checked="" type="checkbox"/> 保証書(写) (保険契約者・転得者間における瑕疵担保責任を約定した書面)		
留意事項	1. 「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」を適用して転得者様を承認する場合は、本申請書により手続きを行ってください。 2. 本申請書による手続きに際しまして、事前に以下2点の対応が完了していることをご確認ください。 ・当初の住宅取得者様より転売等の通知を受けていること。 ・転得者様に対して当初の住宅取得者様に対する瑕疵担保責任と同等の責任を負うことを保証書にて約定していること。 3. 当社は、本申請書を受理後、保険契約者様には「転得者名簿(保険証券別紙)」を発行し、転得者様には「保険付保証明書(転得者用)」を発行します。(当社から保険契約者様、転得者様にそれぞれ直接郵送します。)		
受付内容	取次事務機関 保険募集人 氏名 No. 備考	事務機関使用欄	住宅保証機構使用欄
帳票番号: 01-A-03-005		202504	

転得者さま用の保険付保証明書を発行するための書面です。



STEP 4 新しい「保険証券」(※)及び「転得者名簿」を保管してください。

書類受付後、手続きが完了しましたら、当社にて新しい「保険証券」(※)「転得者名簿(保険証券別紙)」を住宅事業者(保険契約者)さまに送付しますので、保管してください。
 また、転得者さまには「保険付保証明書」を発行します。(当社より転得者さまに直送となります)
 (※)中途付帯の場合のみ送付。

転得者名簿 (1/1) 見本 (保険証券別紙)

保険証券 見本

当簿は、普通保険約款及び特約条項その他本保証証券に記載された内容に依り、保険契約を締結し、その証として本保証証券を発行します。

住所 氏名 代表者名 事業所住所	〒000-0000 0000000000000000 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 事業所住所番号 00000000-000	申込区分 中小企業者コース	
証券番号	07-0000-00-000000	付帯される特約条項 故意・重過失損害担保特約条項 保険料の口座振替に関する特約条項 保険付保住宅の転売等に関する特約条項(中途付帯用)	
保険商品	住宅販売前保証責任保険		
保険期間	令和00年00月00日午後0時から 令和00年00月00日午後12時まで(住宅内蔵日から10年間)		
保険料の総額	00,000 円	保険料支払方法 一括払、口座振替 建設住宅性能評価 無	
住宅取得者氏名または番号	〇〇 〇〇	建設住宅性能評価第1号の適合と認定を受けた建築物を建設し、その建築物の所有権を有する者又は建設した建築物の所有権を有する者(以下「転得者」とは、普通保険約款第2条第6号に規定する者を含む。)	
所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
床面積	100.00 m ²	階数 地上 2階 地下 〇階	
1 保険付保住宅 積立金 保証料 引当金	2,000万円 積立金 50万円	1 保険付保住宅・保証期間中につき 1 保険付保住宅に内蔵、1 保険付保住宅・保証期間中につき 1 保険付保住宅に内蔵、1 保険付保住宅・保証期間中につき	
同一年間平均支払戻率	〇・〇〇	保証期間中につき 当社が本保証証券で支払うべき保険金の額は、同一年間平均支払戻率に建設した住宅の建設費に引当金を加算した金額を基礎として、支払われる保険金を算出して、左記の金額を戻金とします。 〔付帯条項の適用による保険金戻率(戻率)4乗率適用〕	
同一年間平均支払戻率	〇・〇〇	保証期間中につき 当社が同一年間平均の損に相当し給付がなされたすべての事故に対して支払う保険金の額は、当社が積立金及び積立金の運用益と積立金の運用益及び積立金の運用益に相当する額を基礎として、支払われる保険金を算出して、左記の金額を戻金とします。 〔付帯条項の適用による保険金戻率(戻率)4乗率適用〕	
免責金額	10万円	積立金が発生した際の自己負担額	
縮小率	80%	被保険者に保険金を支払う場合	
	100%	住宅取得者に保険金を支払う場合	
備考	1 適用される保険条件、ご入籍の内容等につきましては「普通保険約款・特約条項」をご確認ください。 2 保険料を支払う保険者が、同一の事故による一連の事故の場合で4割増減率適用になった場合、4割増減率適用部分についてはすべての被保険者(保証住宅共済会)が適用されます。 3 放棄・重過失に該当した場合「住宅購入者等保証基金」より住宅取得者に保険金が支払われる措置、支払われる保険金の額(住宅保証機構(株)及び他の住宅保証責任保証法人により支払われる積立金)を算出します。2が「住宅購入者等保証基金」の積立金に相当する。支払いは積立金から行われることとなります。支払われる保険金が削減される場合があります。 4 本保証証券の返還期限が満了した場合は、返金金を支払わない場合があります。 5 本保証証券は、保証期間満了時まで大切に保管して下さい。 6 保証期間中に万一、保険事故が発生した場合は、当社へご連絡ください。(TEL: 03-6435-8870)		
保険契約申込日	令和00年00月00日	保険契約締結日	令和00年00月00日
保険証券発行地	東京都	保険証券発行日	令和00年00月00日
受付内容	申込受付番号: 00000000 <R45新行後>		

付帯される特約条項

故意・重過失損害担保特約条項
 保険料の口座振替に関する特約条項
 保険付保住宅の転売等に関する特約条項(中途付帯用)

保険付保証明書(転得者用) 見本

本通知は、「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」が適用された住宅保証機構株式会社の住宅保証責任保証が有効されています。

住所 氏名 代表者名 事業所住所	〒000-0000 0000000000000000 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 00000000-000	建設費 00-0000-0000	
証券番号	07-0000-00-000000	積立金 00-0000-0000	
保険期間	令和00年00月00日午後0時から 令和00年00月00日午後12時まで(住宅内蔵日から10年間)	積立金 00-0000-0000	
保険付保住宅の所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	積立金 00-0000-0000	
床面積	100.00 m ²	階数 地上 2階 地下 〇階	
備考	1 転得者が所有している保証期間中に、事故が発生した場合は、保証期間に入ってから、保証期間満了後まで、保証期間中に発生した事故による損害を賠償します。 2 本通知は、保険付保住宅を所有している期間または保証期間満了時まで大切に保管してください。		
保険契約申込日	令和00年00月00日	保険契約締結日	令和00年00月00日
保険料の総額	00,000 円	保険料の支払方法	一括払、口座振替
申込受付番号	00000000 <R45新行後>		



新しい保険証券及び転得者名簿を発行します。
 また、保険付保証明書は転得者さまに直接送付させていただきます。
 ※古い保険証券は、廃棄してください。

まもりすまい保険 重要事項説明書（住宅事業者様用）・追補版 「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」について

まもりすまい保険では、住宅の売却等により住宅取得者様に変更となる場合、「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」（以下「転売特約」といいます。）を付帯している保険契約について所定の手続きを行うことにより、保険期間中の売却等によって新たに住宅を取得した購入者（転得者）様からの求めに応じて補修した場合等についても、保険金をお支払いすることができるようになります。

1. 「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」を付帯してください

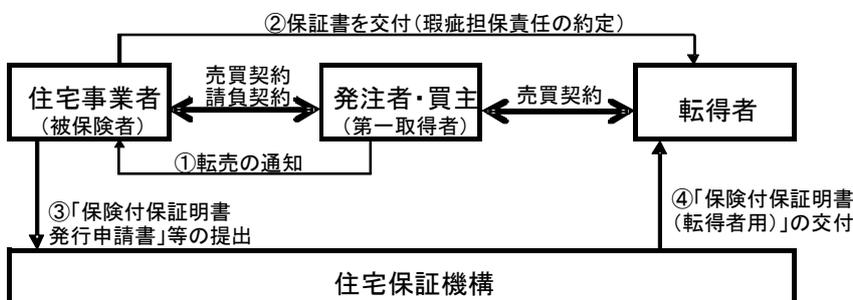
転売特約は、次のいずれかの時点で行うことができます。ご希望の際には、住宅保証機構にお問い合わせください。

- 当初付帯：保険申込時または保険証券発行申請時
- 中途付帯：保険証券発行以降、保険期間終了時まで

2. 「保険付保証明書（転得者用）」の交付手続きを行ってください

住宅の売却等が行われた場合には「保険付保証明書（転得者用）」の交付手続きを行う必要があります。転売特約が付帯されていても、この手続きが完了していない場合は、住宅事業者様が倒産等の場合に転得者様から保険金を請求することができませんのでご注意ください。

- ① 住宅事業者様が発注者・買主（第一取得者）様から転売の通知を受ける。
- ② 住宅事業者様が転得者様に保証書を交付する。
転得者様との間に第一取得者様に対して負担している瑕疵担保責任と同等の内容を保証する約定をする必要があります。保証書はひながたをご用意しています。
- ③ 保険付保証明書（転得者用）発行申請書を住宅保証機構に提出する。
保険付保証明書（転得者用）は、住宅保証機構より転得者様に対してお送りいたします。



※ 転得者様からさらに売却が行われる場合にも①②③の手続きが必要です。
なお、その時点で住宅を所有している方のみが転得者となります。

3. 保険金支払いについて

○転売特約を付帯し、保険付保証明書（転得者用）の発行手続きが完了すると、転得者様からの請求に応じて補修を行った場合でも、保険金支払いの事由に該当する場合は、住宅事業者様に保険金をお支払いいたします。また、住宅事業者様が倒産等の場合など瑕疵担保責任を履行できない場合には、転得者様から機構に対して保険金請求をしていただくことができます。

○上記の場合であっても、当初の保険契約と比べて、保険金額・保険期間・保険金支払の事由等の変更はありません。

○住宅保証機構が保険期間を通じて支払う保険金の額は、被保険者（住宅事業者様）、第一取得者様および転得者様に支払う額を通算して適用します。

4. 追加保険料等はいただきません

転売特約の付帯手続き、保険付保証明書（転得者用）の交付手続きにあたり、事務手数料・追加保険料等はいただきません。

詳細については、住宅保証機構にお問い合わせください。